

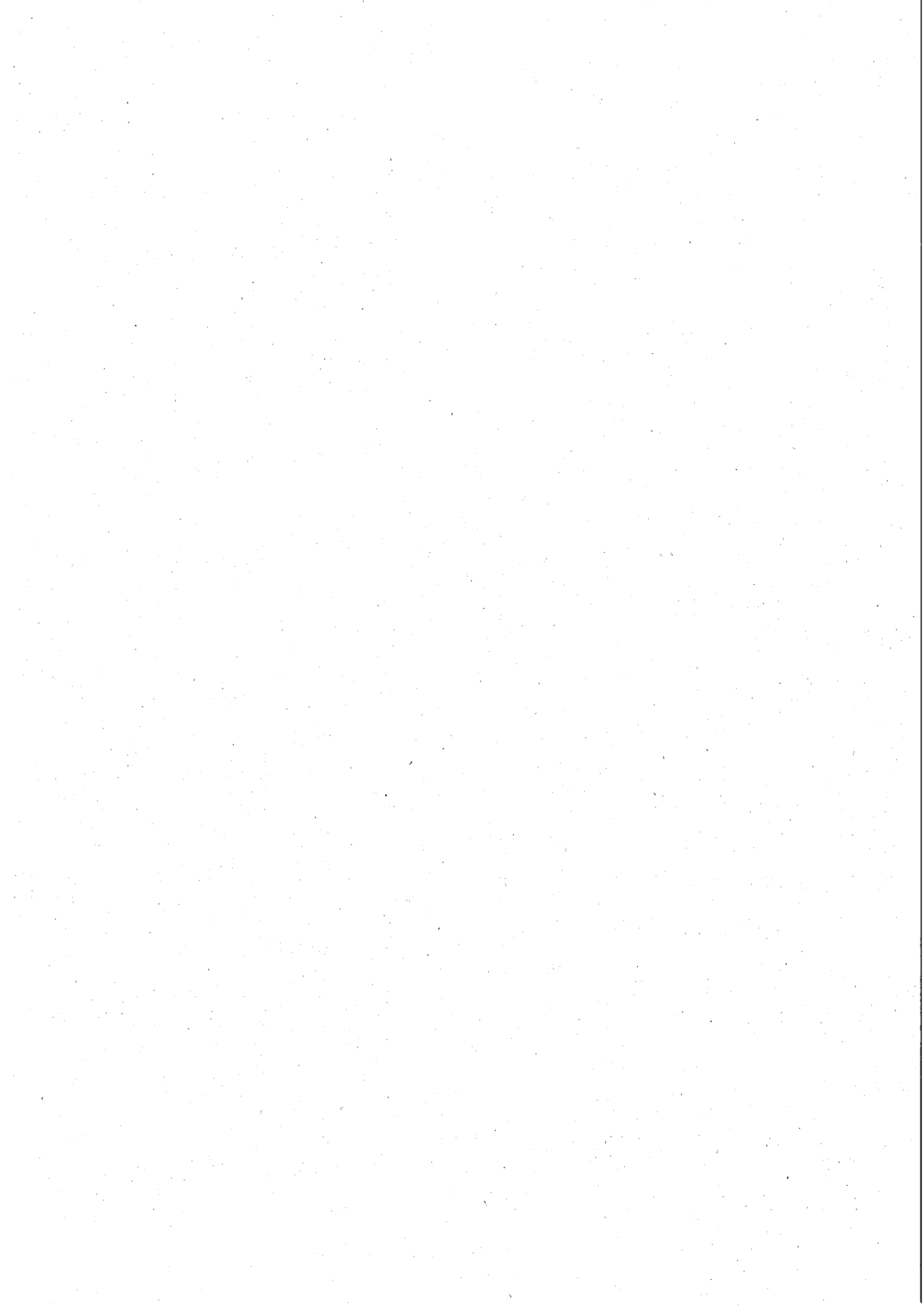
議案第 17 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月26日提出

野田市長 鈴木 有



野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

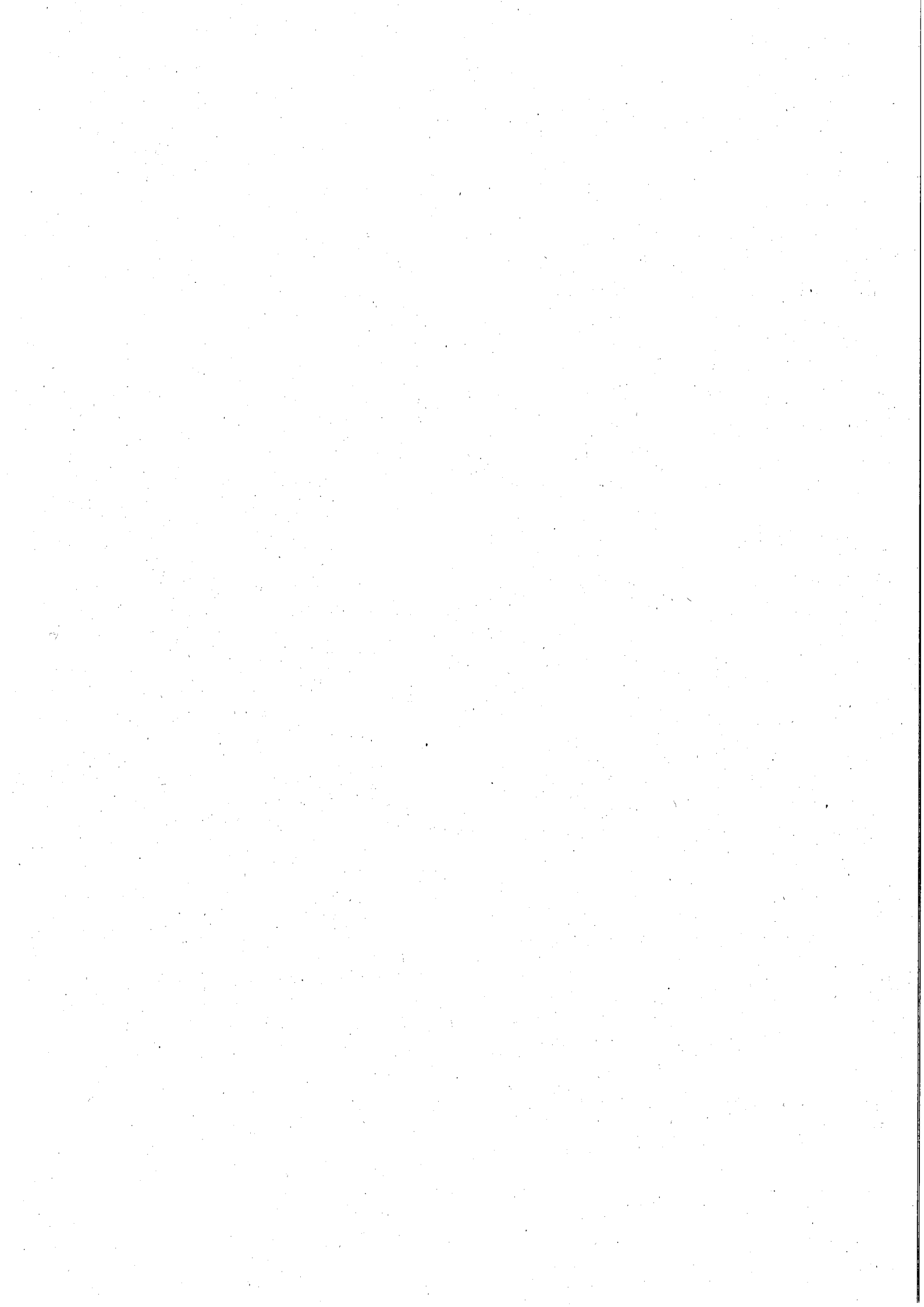
別表の2の2の項中「除かれた住民票」を「同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票」に改め、同表の2の3の項中「住民票に記載をした事項に関する証明書」を「住民票記載事項証明書」に、「除かれた住民票に記載をした事項に関する証明書」を「同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書」に改め、同表の2の5の項中「除かれた戸籍の附票」を「同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票」に改め、同表の7中25の項を29の項とし、同表の7の24の項中「23の項」を「27の項」に改め、同項を同表の7の28の項とし、同表の7中23の項を27の項とし、同表の7の22の項中「21の項」を「25の項」に改め、同項を同表の7の26の項とし、同表の7中21の項を25の項とし、20の項を24の項とし、19の項を23の項とし、同表の7の18の項中「17の項」を「21の項」に改め、同項を同表の7の22の項とし、同表の7中17の項を21の項とし、16の項を20の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 建築基準法第8 6条の8第1項の規 定による既存の1の 建築物について2以 上の工事に分けて増 築等を含む工事を行 う場合の全体計画の 認定の申請に対する 審査	120,000円
---	----------

〇〇円」に改める。

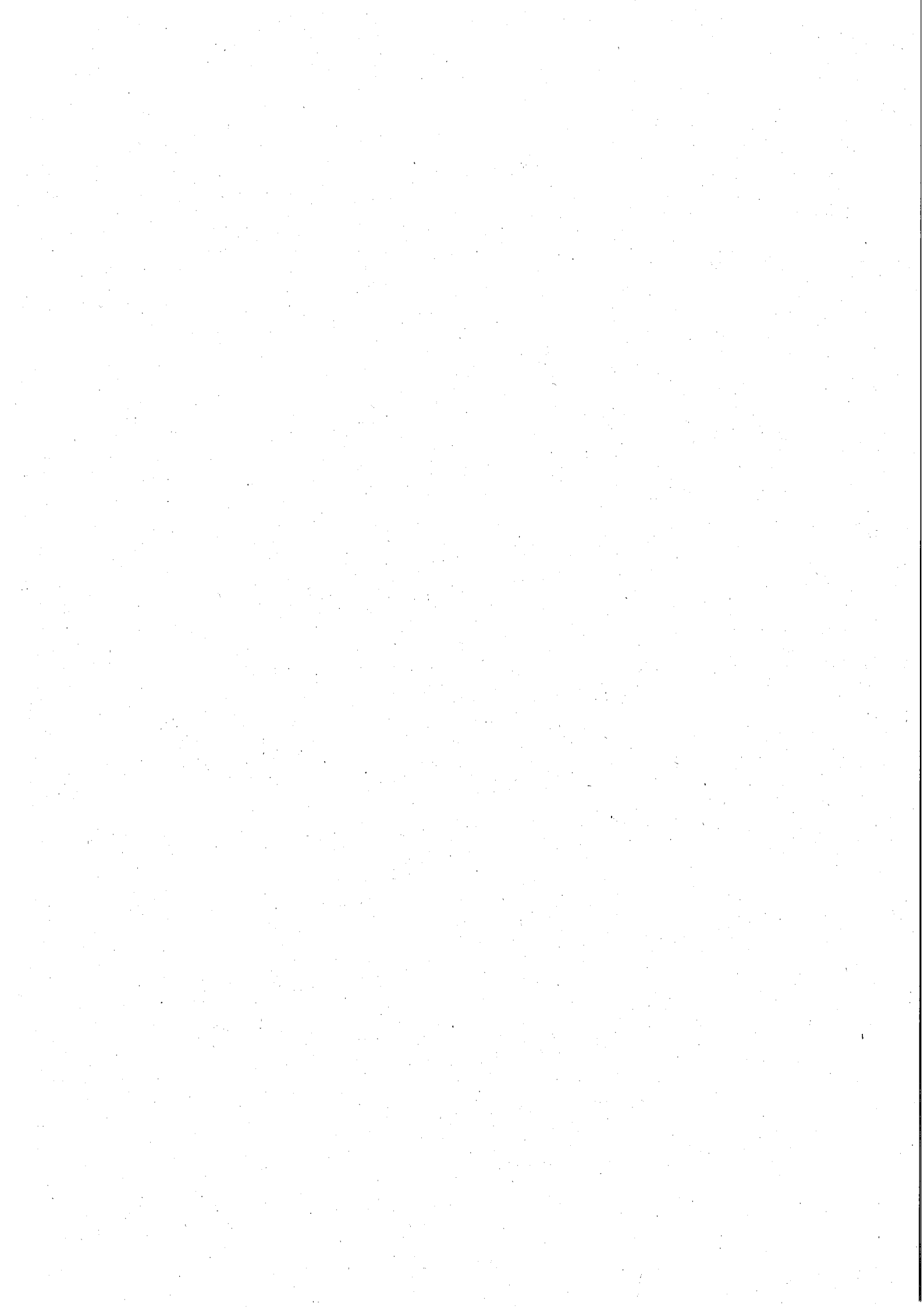
附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の10の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。



提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律等の一部を改正する法律による住民基本台帳法の一部改正、
建築基準法等の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部
改正に伴い、住民基本台帳関係手数料、建築関係手数料及び消防関係手数料に
関する規定を整備しようとするものである。



参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項)		別表(第2条第1項)	
1 (略)		1 (略)	
2 住民基本台帳関係手数料		2 住民基本台帳関係手数料	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
(略)		(略)	
2 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写しの交付	(略)	2 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は除かれた住民票の写しの交付	(略)
3 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	(略)	3 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付又は除かれた住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	(略)
(略)		(略)	
5 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	(略)	5 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	(略)
3~6 (略)		3~6 (略)	
7 建築関係手数料		7 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
16 建築基準法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築	120,000円		

<p>物について2 以上の工事 に分けて増 築等を含む 工事を行う 場合の全体 計画の認定 の申請に対 する審査</p>		
<p>17 建築基準 法第 86 条の 8 第 3 項(同 法第 87 条の 2 第 2 項にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 による既存 の1の建築物 について2以 上の工事に 分けて工事 を行う場合 の全体計画 の変更の認 定の申請に 対する審査</p>	<p>120,000 円</p>	
<p>18 建築基準 法第 87 条の 2 第 1 項の規 定による既 存の1の建築 物について2 以上の工事 に分けて用 途の変更に 伴う工事を 行う場合の 全体計画の 認定の申請 に対する審 査</p>	<p>120,000 円</p>	
<p>19 建築基準 法第 87 条の 3 第 5 項の規 定による建 築物の用途 を変更して</p>	<p>120,000 円</p>	

一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	
20・21 (略)	(略)
22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	21の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
23～25 (略)	(略)
26 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	25の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
27 (略)	(略)
28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
29 (略)	(略)

8・9 (略)

10 消防関係手数料

16・17 (略)	(略)
18 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	17の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
19～21 (略)	(略)
22 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	21の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
23 (略)	(略)
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	23の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略)
25 (略)	(略)

8・9 (略)

10 消防関係手数料

手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)	
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>カ～ク (略)</p>

手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)	
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u></p> <p>カ～ク (略)</p>

	(6)～(12) (略)
	(略)
11 (略)	

	(6)～(12) (略)
	(略)
11 (略)	

